

特別養護老人ホームにおける非常災害対策について

H28.3.16 高齢対策課事業者指導班

- 昨年9月発生した関東・東北豪雨は、県内に人的及び住家被害等甚大な被害をもたらした。また近年、台風等に加え、こうした豪雨等が発生している。
- 豪雨等による風水害や土砂災害等にどう備え、どのように入所者や職員の安全を確保し、円滑な避難等につなげるのかが特別養護老人ホーム等における重要な課題である。
- 施設における非常災害対策については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「基準条例」という。）第9条において、震災や風水害等の非常災害に備えるため、避難計画等の策定やこれに基づく体制の整備などを義務付けている。
- そこで、基準条例第9条に規定する非常災害対策の具体的な取組状況を確認するため、別紙のとおり、チェックリストを作成した。各施設の防災意識を高め、入所者や職員の安全確保が円滑に図られるよう、活用していただきたい。
- なお、各施設で立地条件や建物の構造など環境が異なることから、個々の事情を十分把握した上で、地元市町や消防署の意見等も踏まえ、チェックリストを研修等でも活用し、入所者や職員の安全確保に努めていただきたい。

【参考】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(非常災害対策)

- 第九条 特別養護老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。**
- 2 特別養護老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。
 - 3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

※ユニット型、地域密着型及びユニット型地域密着型特養はいずれも同条を準用

★非常災害対策の主な取組状況チェックリスト

本書は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第9条に規定する非常災害対策の主な取組状況を確認するものである。

28/3/16現在

1 計画等の策定等(第1項)

(1) 立地環境と災害予測

ハザードマップの設置	施設内にハザードマップを備えているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
正確な情報の収集	台風時等において、ラジオやテレビ、防災メール等で最新の気象情報、災害情報、避難情報等を収集し、非常災害を予測しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
(2) 非常災害避難計画等の作成	非常災害を想定した入所者や職員の避難計画又はマニュアルを作成しているか。 (避難を開始するタイミングの例示) 梅雨や台風などの豪雨により、裏山から水が染み出したり、地すべりなどが発生した場合に避難を開始する、など	実施済	未実施	月頃実施予定

(3) 防災設備等の点検、確認

情報伝達設備の機能強化	施設内の一斉放送システムなどの情報伝達設備の点検や機能強化は図られているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
電気・水道・ガスの代替手段の確立	災害時のために飲料水貯水槽兼用受水層や自家発電装置の設置はされているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
備品等の転倒防止	廊下や食堂、ホールなどには転倒して避難の妨げとなる不要な備品等は置かれていなか。書棚、ロッカー等は床や壁に金具などで固定されているか。	実施済	未実施	月頃実施予定

2 体制整備と周知(第2項)

(1) 職員や施設内外との連絡体制の整備	非常災害に備えて、防災連絡網や緊急連絡先一覧表等を作成しているか。また、これらについて定期的に職員や入所者に周知しているか。 (緊急連絡先例示) 民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、家族、市担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者等 施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法を検討しているか。 (連絡方法例示) メール、災害伝言ダイヤル等	実施済	未実施	月頃実施予定
(2) 職員の役割分担	災害における職員の役割分担を作成しているか。また、作成したものについて職員に周知しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定

(3) 地域住民とのネットワークの構築

地域との交流	高齢者が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となるが、地域の行事への参加や定期的なバザー、見学会の開催など、日頃から積極的に地域との交流に努めているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
地域防災訓練の参加と災害時の協力要請	地域で実施する防災訓練に積極的に参加するなどにより、地域とのコミュニケーションを図るとともに、施設と地元の自主防災組織や町内会の間で、予め災害時に支援が得られるよう要請しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
避難方法の周知	入所者ごとに避難する方法(徒歩、車イス、ストレッチャー等)を色分け等により、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定

★非常災害対策の主な取組状況チェックリスト

本書は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第9条に規定する非常災害対策の主な取組状況を確認するものである。

2 体制整備と周知(第2項)

(4) 避難方法等の確認

避難地の確保	各施設があらかじめ協力する社会福祉施設等を避難先として複数確保しているか。また、市が指定した避難施設がどこか把握しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
輸送車両の確保	徒歩での避難が困難な利用者数を割り出し、施設車両・職員車両及び近隣地域住民等の協力車両で必要数を確保しているか。必要数に満たない場合は、市や警察、消防にその旨を説明し、協力が得られるようになっているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
避難施設の適正	避難施設は利用者の病状等を考慮して決定することになっているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
避難施設への避難の実現性	日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態、地域住民等の応援体制の状況に応じて、避難の実現性を検討しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
安全な避難経路の確保	避難施設等への避難にあたっては、いくつかの安全な避難ルートを定め、避難地図を作成し、職員に周知しているか。また、避難経路における危険区域はあらかじめ把握しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
避難に必要な時間	避難手段により、避難時間がどれだけかかるかあらかじめ計測し、職員に周知しているか	実施済	未実施	月頃実施予定
持参する機材	予め準備しておいた災害用持ち出しセットや入居者の避難用持ち出し袋、特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、常備薬等の必需品については、避難時には必ず持ち出すよう、職員に周知しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
危険物の管理、確認	火気使用器具(ガスコンロ)等や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
食糧等の備蓄	食糧の備蓄と緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、非常用持ち出しセットを準備しているか。また、入居者の避難持ち出し袋を準備しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
利用者リストの準備	安否確認のため、利用者に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、必要となった場合に、災害対策本部等に提供できるように準備しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
(5) 家族等への引継基準の設定	施設長は、風水害による施設の水没などにより、施設が使用不能に陥った場合などのために、予め引継基準を定めるとともに、利用者を家族等へ引き継ぐことがあることを家族等に説明し、同意を求めているか。	実施済	未実施	月頃実施予定

3 防災訓練等の実施(第3項)

(1) 施設内の防災訓練の実施	施設長は、防災計画を作成のうえ、消火、情報伝達、避難誘導などの決められた役割分担、任務に基づいて、定期的に施設内の防災訓練を実施しているか。その際には、可能な限り、利用者や地域住民の参加も促しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
(2) 防災教育の実施	災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育を定期的に実施しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定

4 計画等の検証(第4項)

(1) 非常災害避難計画等の見直し	非常災害を想定した入所者や職員の避難計画又はマニュアルを定期的に検証し、必要に応じて見直しているか。	実施済	未実施	月頃実施予定
-------------------	--	-----	-----	--------